

新築1号保険（義務保険）の戸建住宅が対象です

保険料改定のご案内

2024年4月1日より、住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）の戸建住宅保険料を改定します。
この改定は、かし保険制度にかかるセーフティネットの見直し※に伴うものです。

※ 見直しの内容の詳細は2ページ目をご参照ください。

◆ 改定内容

住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）の **戸建住宅保険料を500円引き下げ** します。

※ 1号保険は履行法に基づく資力確保措置の1つです。

◆ 適用日

2024年4月1日以降の保険契約申込分 より改定後の保険料を適用いたします。

◆ 保険料について

JIOホームページ（<https://www.jio-kensa.co.jp>）にて最新の内容をご確認ください。

▼ 中小企業者向けコース 一般住宅、1号保険、木造2階建ての例

(円)

延床面積(㎡/戸)	保険料(2,000万円)		検査料 (税込10%)	保険料+検査料	
	現行	改定後		現行	改定後
100㎡未満	39,800	39,300	26,290	66,090	65,590
100㎡以上125㎡未満	45,200	44,700	27,940	73,140	72,640
125㎡以上150㎡未満	51,100	50,600	30,910	82,010	81,510
150㎡以上180㎡未満	58,000	57,500	34,430	92,430	91,930
180㎡以上	72,900	72,400	38,170	111,070	110,570

※ 検査料に変更はありません。

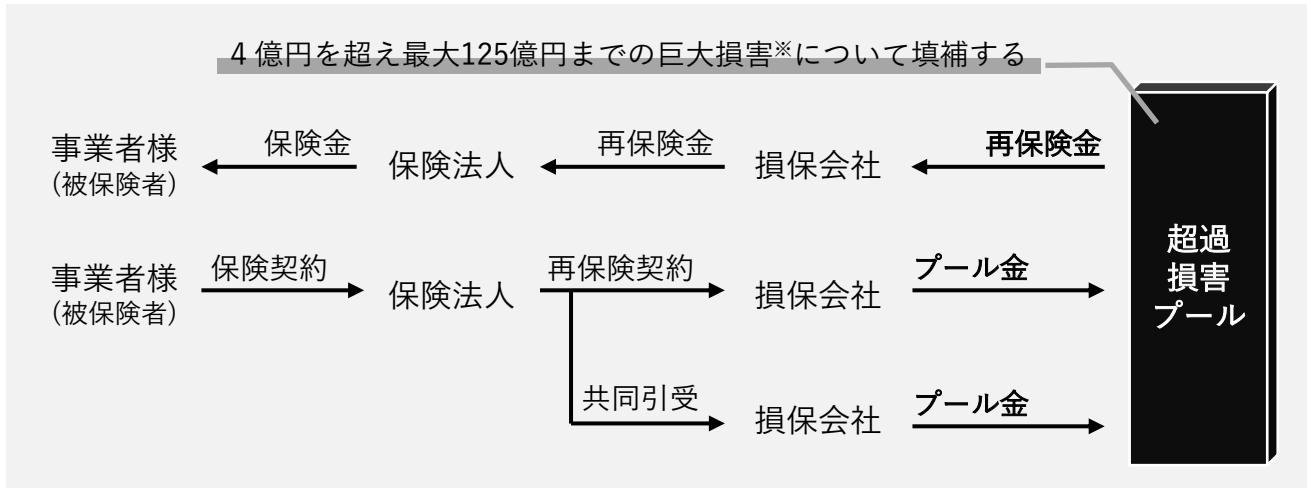
ご注意ください

- この改定は保険料に定額※で含まれるプール金の引き下げに伴うものです。
※ 保険料のうちプール金については保険料割増引係数が適用されません。
- 保険料にかかる割増引係数に変更があった場合、差額が500円とならない場合もございます。
- ご不明な点は、JIO支店・営業所までお問い合わせください。

※ かし保険制度にかかるセーフティネットの見直し について

かし保険制度にかかるセーフティネットとしての“超過損害プール制度”において、超過損害プールとして集積するプール金を見直す運びとなり、戸建住宅プール金を500円引き下げることとなりました。（共同住宅プール金は据え置き）このたびの戸建住宅保険料改定は、この超過損害プール金の引き下げを反映させるものです。

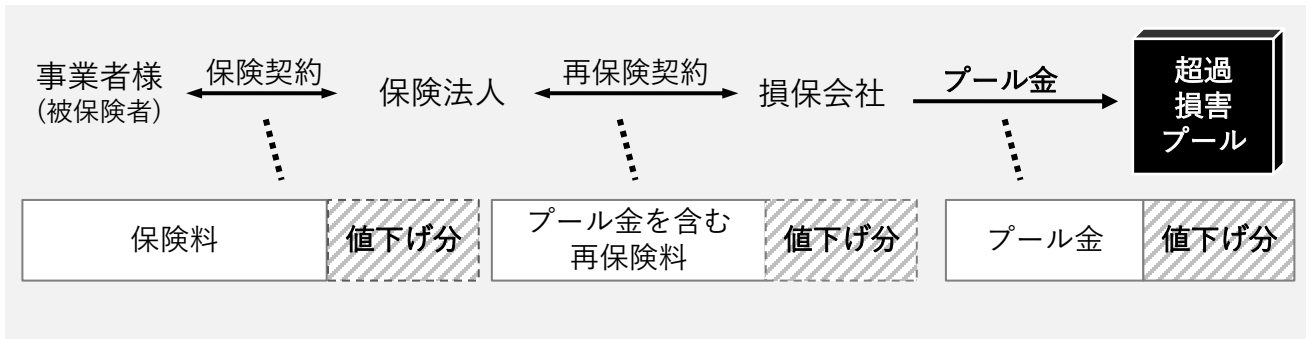
☑ 超過損害プールのしくみ



1号保険は新築住宅を引渡す事業者様の資力確保措置の1つです。この保険は履行法に基づくものであり、消費者保護を目的としています。そのため1号保険では、想定される巨大損害※に対応し、広く消費者を救済できるようセーフティネットとして“超過損害プール制度”を構築しています。

※ 共同住宅の大規模な事故や 戸建住宅の多数棟にまたがり連続して生じた事故等

☑ プール金の引き下げ



“超過損害プール制度”は、各保険法人（及び再保険会社）の支払限度額に依らず、巨大損害のリスクを平準化し、対応できるキャパシティの最大化を図るもので、2009年7月より導入されています。この制度では、再保険を引き受ける損保会社が定められた金額を合同で集め、大規模な保険金の支払いに備えています。当社も含め、国交省より指定されている住宅瑕疵担保責任保険法人は、この超過損害プール制度のためのプール金を損保会社を通じて納入しております。